

# 令和3年度和歌山県サービス管理責任者等実践研修実施要領

## 1. 目的

障害者総合支援法及び児童福祉法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスの質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者(以下、「サービス管理責任者等」とする。)の養成を図ることを目的とする。

## 2. 研修日程及び場所

※感染症対策のため、定員160名を3つのグループに分けて開催します。

※グループの振り分けは事務局で行います。ご希望には添いかねますのでご了承ください。

日程名	実施日程	場 所
1グループ	1日目 11月26日	和歌山市南コミュニティセンター (和歌山市紀三井寺856)
	2日目 11月30日	
	3日目 12月 3日	
2グループ	1日目 12月 7日	和歌山県立情報交流センタービッグ U (田辺市新庄町3353-9)
	2日目 12月 8日	
	3日目 12月14日	
3グループ	1日目 1月17日	和歌山市南コミュニティセンター (和歌山市紀三井寺856)
	2日目 1月18日	
	3日目 1月21日	

## 3. 定 員

160人 (3つのグループに分けて開催)

## 4. 研修対象者

次の①から②のいずれかに該当する者、かつ、研修要件を満たす者

- ① 人事異動等によりサービス管理責任者もしくは児童発達支援管理責任者としての配置が確定している者
- ② 現にサービス管理責任者もしくは児童発達支援管理責任者として従事している者

<研修要件>

- 令和元年の基礎研修修了後、令和3年11月25日現在で、2年以上かつ360日以上の実務経験がある者
- 県内の事業所に所属している者、または、県内在住者

## 5. 受講申込方法

和歌山県福祉事業団のホームページに接続します。 (<https://www.wfj.or.jp>)

トップページから、**研修案内** → **令和3年度和歌山県サービス管理責任者等実践研修** → **申込フォーム** より必要事項を入力し、入力したデータを送信してください。

データを送信しましたら表示されます【ウェブ申し込み完了確認書】を印刷し、所属法人印を押印後に、その他の必要書類と一緒に郵送して下さい。

- ※ インターネットでの申込完了後に自動で申込確認メールが届きます。  
そちらからも【ウェブ申し込み完了確認書】を印刷することが可能です。
- ※ インターネットセキュリティの関係で自動メールが届かない場合があります。  
その際にはお手数ですが、和歌山県福祉事業団  
までご連絡ください。

申し込みフォームへはこちらの  
QRコードからも接続できます



○郵送するもの(令和3年10月15日消印有効)

- ・ ウェブ申し込み完了確認書 (申し込み完了後、印刷したもの)
- ・ サービス管理責任者等基礎研修修了証書の写し
- ・ 実務経験証明書 (基礎研修修了後、2年以上の実務経験が必要となります)

※令和3年11月25日(木)までの見込みで記入してください。

- ・ 県内在住者のうち、県外事業所に所属する場合は、県内在住であることを証明する書類を添付してください。

【申込書送付先(問い合わせ先)】

社会福祉法人和歌山県福祉事業団 本部

〒649-2102 西牟婁郡上富田町岩田2456-1

電話 0739-47-6640

メール [sabikankenshu@wfj.or.jp](mailto:sabikankenshu@wfj.or.jp)

【申込受付期間】

令和3年9月21日(火)～10月15日(金)

(消印有効、データは10月15日必着)

注)申込受付期間を厳守してください。

提出書類不備の場合は受付けませんので、不備のないよう十分ご確認の上提出してください。

6. 受講者の決定及び通知

受講の可否については、申込者全員に通知します。

受講可否の通知書は、所属法人宛に10月下旬頃の郵送を予定しています。

\*なお、申込者多数の場合は、研修対象者として認められる者のうち、先着受付順とします。

7. 修了証書

- ・ 全日程を修了した者に対し、氏名及び生年月日、研修区分を記載した修了証書を交付します。

※インターネットでの申込の際に入力された氏名、生年月日の情報が修了証に反映されますので、  
入力間違いのないようご注意ください。

なお、修了証書には住民票上の氏名を記載します。都合により、別の氏名を使用している場合は、連絡をお願いします。

- ・ 原則、遅刻・欠席・早退がある場合、また、指定された課題等の提出がない場合は修了証書を交付しません。
- ・ 著しく受講態度が悪く、修了について講師の同意を得られない方(私語、居眠り等)についても修了証書を交付しません。



## 8. 経費等

研修会参加費は、5,000円を研修1日目の受付時に徴収させていただきます。

なお、研修会参加に伴う、旅費及び宿泊費等については、受講者(所属する法人等を含む。)が負担してください。

## 9. その他

・平成31年4月1日の制度改正により、研修カリキュラムが変更しております。そのため、本研修は、サービス管理責任者等に従事するための要件の一部を満たすものです。サービス管理責任者等として従事するには、定められた研修を修了する他、配置のための実務経験を満たす必要があります。サービス管理責任者等としての配置のための実務経験については、厚生労働省告示第109号(平成31年3月29日)及び厚生労働省告示第110号(平成31年3月29日)を参照してください。

・また、実践研修を修了後、引き続きサービス管理責任者等として従事するためには、5年ごとに更新研修を受講していただく必要があります。

・研修当日は入室前に検温を行います。

37.5℃以上の発熱がある等体調不良の方は入室をお断りし、その日以降の受講は不可とします。また、会場ではマスクの着用をお願いします。

・会場の駐車スペースには限りがありますので、できるだけ乗り合わせてご来場ください。

・交通事情等を考慮し、余裕をもって会場に到着するようにしてください。

・研修当日、公共交通機関(電車等)で事故等が生じたことにより運行停止となる等の事情により、研修時刻までに会場に到着することが困難な場合には、直ちに社会福祉法人和歌山県福祉事業団までそのことを連絡してください。

なお、その際には必ず公共交通機関の事故等による事情であることが証明できる書類(公共交通機関が発行する遅延証明書等)の交付を受けてください。※この場合以外の遅刻は認められません。

・警報や注意報が発表されている場合でも、原則研修を実施します。

変更・中止につきましては、研修当日の午前7時以降に社会福祉法人和歌山県福祉事業団ホームページでご確認ください。

・警報や注意報が発表中に研修が行われる際は、個人の判断・責任により十分にご留意の上、研修会場までお越しください。

・新型コロナウイルス感染症の発生状況により、日程を変更・中止する場合がありますので、その旨ご了承ください。

※研修には体調を整え、万全の体制で臨んでください。

研修中は体調管理に十分注意し、体調が悪くなったときは、事務局に連絡してください。

## 10. 個人情報の取扱い

お預かりした個人情報は本研修の開催目的にのみ利用し、和歌山県と社会福祉法人和歌山県福祉事業団が共有します。なお、必要に応じて、個人情報を配慮した上で研修時における作成物や研修風景等を撮影する場合があります。